

しまね地球温暖化防止活動大賞実施要領

1. 目的

地球温暖化の防止に関し、先進的又は他の模範となる活動実績のあった家庭、事業者、学校等に対し、その実績を表彰し奨励することを通して、島根の豊かな環境を守り育むとともに、脱温暖化社会の実現をめざすことを目的とする。

2. 実施主体

島根県地球温暖化対策協議会（以下、「協議会」という。）

3. 表彰の名称及び部門

(1) 表彰の名称は、「しまね地球温暖化防止活動大賞」とする。

(2) 表彰の対象は、次の3部門とする。

①生活部門

②事業者部門

③学校部門

(3) しまね地球温暖化防止活動大賞は、原則として、大賞は各部門1件、優秀賞は各部門2件以内とする。

4. 表彰の対象となる実績

原則として、前年度の実績を対象とし、島根県内に住所を有する家庭、事業者、及び学校等が取り組む地球温暖化防止活動であって、二酸化炭素の排出の抑制等に係る先進的な活動、又は他の模範となる活動と認められるものとする。

なお、表彰の対象者は次のとおりとする。

①生活部門：エコライフチャレンジしまねの参加者等

②事業者部門：しまねストップ地球温暖化宣言事業者等

③学校部門：学校版エコライフチャレンジしまねの参加校等

5. 選考

協議会の生活部会、事業者部会及び行政部会の長は、各部門（行政部会は学校部門）の受賞候補を選考のうえ、協議会会長に推薦する。

6. 受賞者の決定

協議会会長は、各部会から推薦のあったものの中から受賞者を決定する。

7. 賞状等の授与

協議会会長は、受賞者に対し賞状及び記念品を授与する。

8. この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成19年6月6日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。